

## 令和5年度木造建築物の組立て等作業主任者技能講習開催要項

労働安全衛生関係法令では、木建工事の要であるこの大工職を中心に行われる「軒の高さ5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業」について、木造建築物組立て等作業を指揮する作業主任者（木建作業主任者）の選任を義務付けており、木建作業主任者の選任にあたっては「木造建築物組立て等作業主任者技能講習」を修了したのから選ぶこととなっています。

つきましては、今年度も下記のとおり、（一社）島根県建築組合連合会（以下「島根建連」という）主催による木建作業主任者講習を開催します。

### 1. 開催日時

令和5年10月19日（木）～10月20日（金）

※受付：1日目→9時30分～9時50分、2日目→受付なし

※講習：1日目→10時～18時、2日目→9時15分～17時15分

### 2. 開催場所

「大田商工会議所」（2階会議室1.2）

〒694-0064 大田市大田町大田イ 309-2 TEL:0854-82-0765

### 3. 時間割（学科講習）

実施日	科目	講習時間	時間（予定）
10月19日 （木）	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	7.0時間	10:00～18:00 ※途中1時間（12:00～13:00）昼食休憩あり
10月20日 （金）	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3.0時間	09:15～17:15 ※途中1時間（12:00～13:00）昼食休憩あり
	作業員に対する教育等に関する知識	1.5時間	
	関係法令	1.5時間	
	修了審査	1.0時間	

※会場では受講番号順に指定された場所にご着席ください。

※昼食は主催者側では用意いたしませんので、昼食休憩時（60分間）に各自でお願いします（弁当持参可）。

### 4. 受講料

(1) 11,000円（税込、テキスト代含む）

(2) 受講料は事前振込みでお願いします（振込み手数料受講者負担）。受講票が届きましたら記載された振込締切日までに指定口座へご入金ください。

(3) 受講料お振込み後の返金はいたしません。また、欠席した場合（受講取消、当日欠席、欠席理由の内容・有無等に関係なく）においても返金いたしません。予めご了承ください。

(4) 主催者側で開催中止とした場合の受講料については全額返金いたします。

## 5. 募集定員

(1) 40名

(2) 申込者15名未満の場合は開催を中止にする場合がございます。開催中止の判断は令和5年9月28日(木)時点の申込み状況を見て決定します。予めご了承ください。

## 6. 受講資格

(1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者。

(2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有するもの。

(3) その他厚生労働大臣が定める者。

## 7. 受講申込み

(1) 別紙「申込書」に必要事項をご記入のうえ、令和5年9月28日(木)までに所属組合へお申込みください(申込み手順：組合員→所属組合→島根建連)。非組合員の方は島根建連までお申込みください。

(2) 上記期日以降の受付については、島根建連または所属組合にお電話等でご確認ください。

(3) 申込書は必ず郵送でご提出ください。

(4) 申込書の「受講科目の一部免除の有無」欄については、「なし」に○印をお願いします(受講科目の免除を行っておりません。予めご了承ください)。

(5) 旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する方は、併記した戸籍抄本、住民票、自動車運転免許証等の証明書の確認が必要になります。

(6) 一人親方等個人事業主ご本人が受講する場合、事業主証明欄は組合員の方は所属組合、非組合員の方は同じ職種の方に証明欄をご記入いただいでください。

## 8. 受講票送付

(1) 令和5年9月28日(木)時点の申込み状況により、開催する場合は受講票を作成し、組合員の方は所属組合、非組合員の方は現住所又は勤務会社へ送付します。なお、申込締切日までに募集定員を満たした場合は、期日を待たずに受講票を送付します。

(2) 開催中止の場合は、所属組合等に中止連絡をしますのでご確認ください(ホームページにも掲載・公開)。その際、ご提出いただいた申込書は島根建連で破棄します。

(3) 受講票は講習当日ご持参いただき、受付でご提出ください。

## 9. 持参物

(1) 受講票(受付でご提出ください)

(2) 筆記用具

## 10. 修了証交付

(1) 受講修了者には所定の「修了証」を発行します。

(2) 修了証は講習終了後(1ヵ月以内)、組合員の方は所属組合へ送付します。また、非組合員の方は勤務会社又は現住所へ送付します。

(3) 修了証の紛失等による再交付手数料は1,500円となっています。

## 11. 島根建連組合員への講習受講特典

- (1) 組合員の皆さまの技術・技能に関する資格取得をバックアップするため、「資格チャレンジ助成金制度」を創設しています。建設関係資格・検定、各種技能講習等を受講し、合格・修了した場合、受講料に関係なく助成金として3,000円を支給。40歳未満の組合員には、さらに1,000円プラスして4,000円を支給しています。このたびの講習は助成金対象資格ですので、修了証が発行され後、組合へ申請すると助成金が支給されます。申請については所属組合にお尋ねください（提出書類：申請書と修了証コピー）。
- (2) また、2018年4月より、「資格取得報奨金制度」が創設されました。これは、島根建連の上部団体である全国建設労働組合総連合（略称：全建総連）が「全建総連技能者育成基金制度」事業の1つとして創設し、島根建連組合員にも適用となります。上記「資格チャレンジ助成金制度」と同様、資格を取得した組合員に対して報奨金が支給されます。上記(1)の助成金と大きく違うところは、対象となる資格を3つに区分し、組合員の年齢に関係なく、その資格区分に応じて支給金額が10,000円、5,000円、2,000円に分けられている点です。このたびの講習は助成金対象資格となり、助成金額は2,000円です。こちらも修了証が発行され後、申請すると助成金が支給されます。申請については所属組合にお尋ねください（提出書類：申請書と修了証コピー）。
- (3) なお、「資格チャレンジ助成金制度」と「資格取得報奨金制度」は併用して申請が可能です。このたびの講習を修了されて両方を申請すると、40歳未満の組合員には6,000円、40歳以上の組合員には5,000円支給されます。申請は忘れずに自己申告をお願いします。

## 12. 建設事業主等に対する助成金について

- (1) 厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度（人材開発支援助成金）が設けられています。この講習は要件を満たせば助成が受けられます。詳しくは、労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。
- (2) 上記助成金の支給申請書類は技能実習が終了した日の翌日から起算して2ヵ月以内の提出となっております。ご注意ください。

## 13. その他連絡事項

- (1) 当日、交通渋滞などで遅れる場合には、専用携帯番号（TEL:080-2949-1839）まで必ずご連絡ください。なお、専用携帯は受講日のみ通話可能となっております。ご注意ください。
- (2) 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験は受験できません。
- (3) 講習申込書に記入された氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

## 14. 申込み・お問合せ先

「一般社団法人島根県建築組合連合会」

〒690-0045 松江市乃白町 2041 TEL:0852-22-3520 FAX:0852-31-9341

（組合員は必ず所属組合へご提出ください）

## 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書

フリガナ 氏名		
フリガナ ※旧姓の氏名 及び通称	※修了証の氏名欄に旧姓の氏名及び通称の併記を希望する方のみ記入	
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
住所	〒 —	
電話番号	自宅 ( ) — 携帯番号 — —	
当該業務に関する 作業経験	年 月～ 年 月( 年 ヶ月)	
事業主証明	会社名	
	代表者役職 氏名	(印)
	連絡先	
受講科目の一部免除が ある場合、該当するあな たの受講資格を記入く ださい。	受講科目の一部免除の有無 : あり なし	

※科目の一部免除を希望する場合は、その資格があることを証明する書類を添付する。

令和 年 月 日

(一社)島根県建築組合連合会 会長 殿

申請者

(印)

(受講者本人、自署の場合は印鑑省略可)

## 【備考】

- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報は、技能講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 一人親方等個人事業主ご本人が受講する場合、事業主証明欄は組合員の場合は所属組合、組合員以外の場合は、同じ職種の方に証明欄をご記入いただいでください。
- 旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する方は、併記した戸籍抄本、住民票、自動車運転免許証等の証明書の確認が必要になります。

※この欄には記入しないこと。

実施管理者	受付担当者